

コミュニティガスの保安行政について

九州産業保安監督部 保安課

- 1. 都市ガス事故について**
- 2. 立入検査について**
- 3. ガス事故の報告について**
- 4. 台風・豪雨時の報告について**
- 5. ガス事業法の手続きは保安ネットで!!**
- 6. ガス事業法関係の改正等について**

1. 都市ガス事故について

1. 都市ガス事故（2024年）について

- 事故報告件数について

- ① 全国では210件で、前年の250件より40件減少した。
- ② 九州管内では13件で、前年の17件より4件減少した。

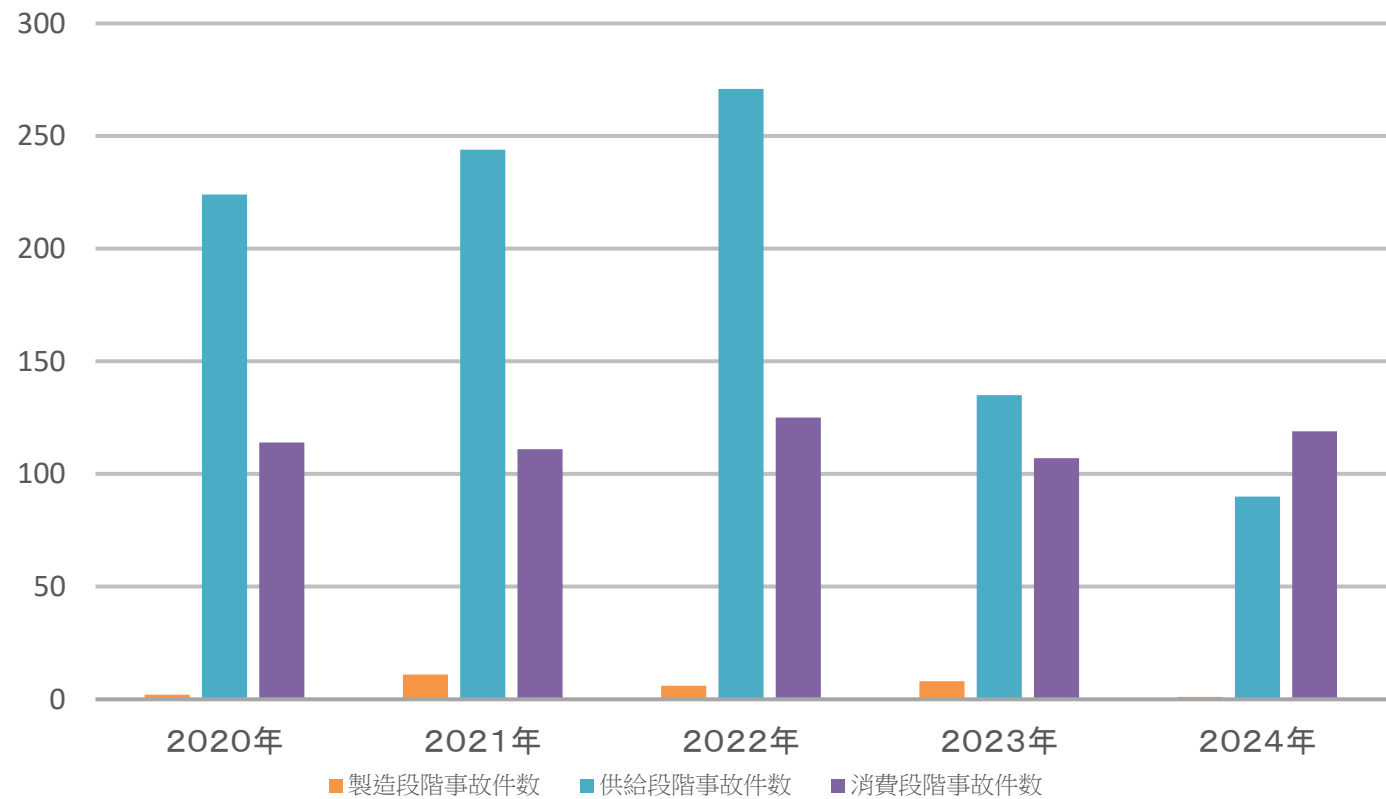
- 人身事故（死亡および負傷事故を指す。以下同じ。）について

- ① 全国において死亡者を伴う事故は3件（死亡者3名・負傷者3名）発生している（前年の死亡事故は0件）。
- ② 全国において人身事故（CO中毒を含む）は24件発生している。（前年の人身事故（CO中毒を含む）は22件）
- ③ 全国の死傷者数（死亡者および負傷者を指す。以下同じ）（CO中毒を含む）は36人で、前年より2人（前年の死傷者数は38人）減少した。
- ④ 九州管内において人身事故は1件（CO中毒0件）前年より1件減少した。負傷者数は2人（CO中毒0人）で、前年より8人減少した。

- 段階別について

- ① 製造段階は、全国で 1 件発生し、前年の 8 件より 7 件減少。
九州管内では前年同様に発生していない。
- ② 供給段階は、全国で 9 0 件発生し、前年の 1 3 5 件より 4 5 件減少。
九州管内では 5 件、前年の 8 件より 3 件減少。
- ③ 消費段階は、全国で 1 1 9 件発生し、前年の 1 0 7 件より 1 2 件増加。
九州管内では 8 件、前年の 9 件より 1 件減少。

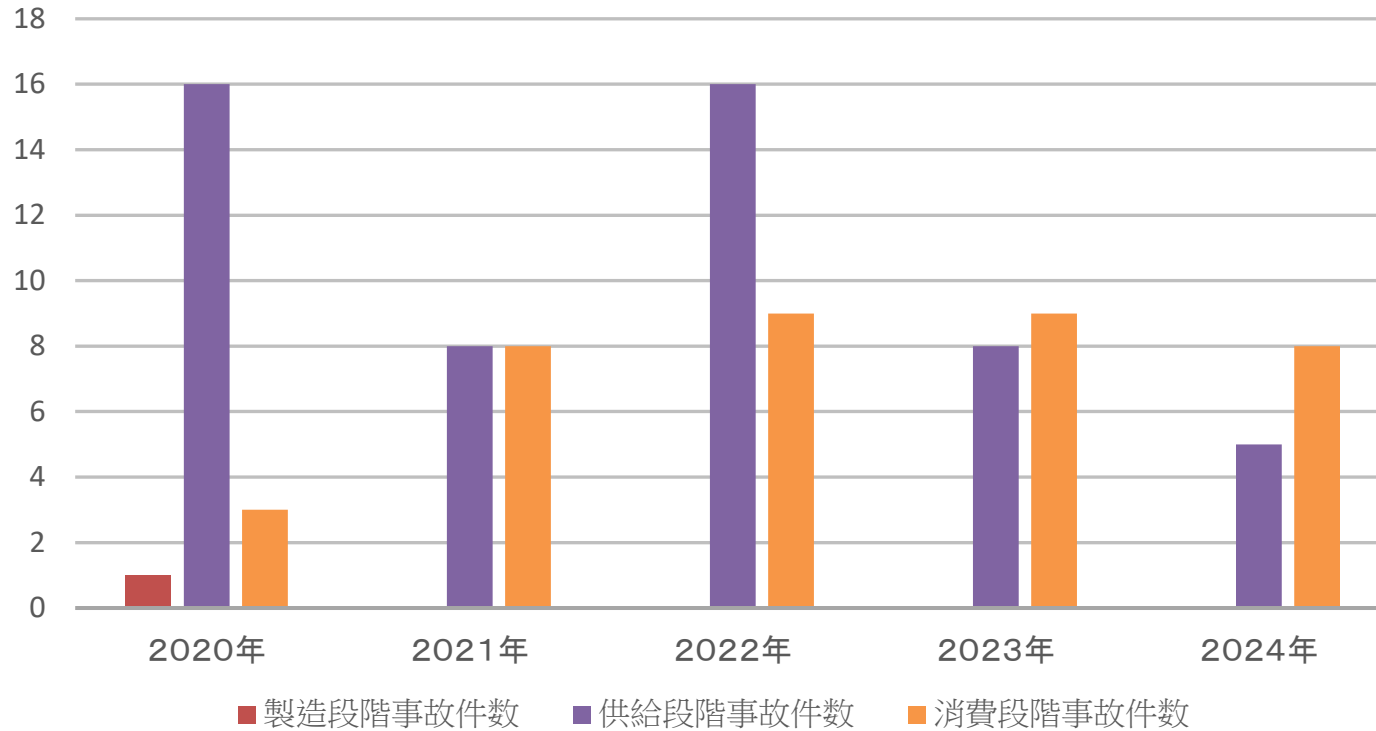
各段階別のガス事故発生状況（全国）



単位：件

1発生年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
製造段階事故件数	2	11	6	8	1
供給段階事故件数	224	244	271	135	90
消費段階事故件数	114	111	125	107	119

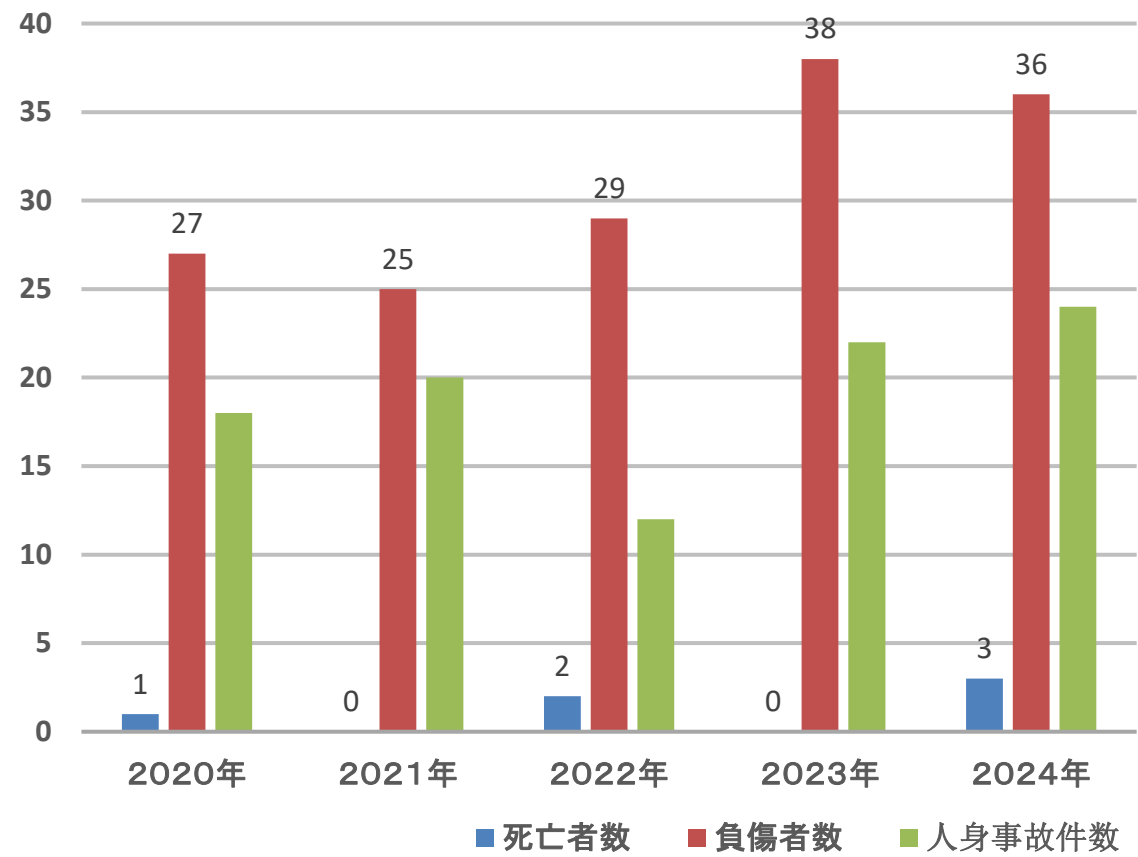
各段階別のガス事故発生状況（九州）



単位：件

発 生 年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
製造段階事故件数	1	0	0	0	0
供給段階事故件数	16	8	16	8	5
消費段階事故件数	3	8	9	9	8

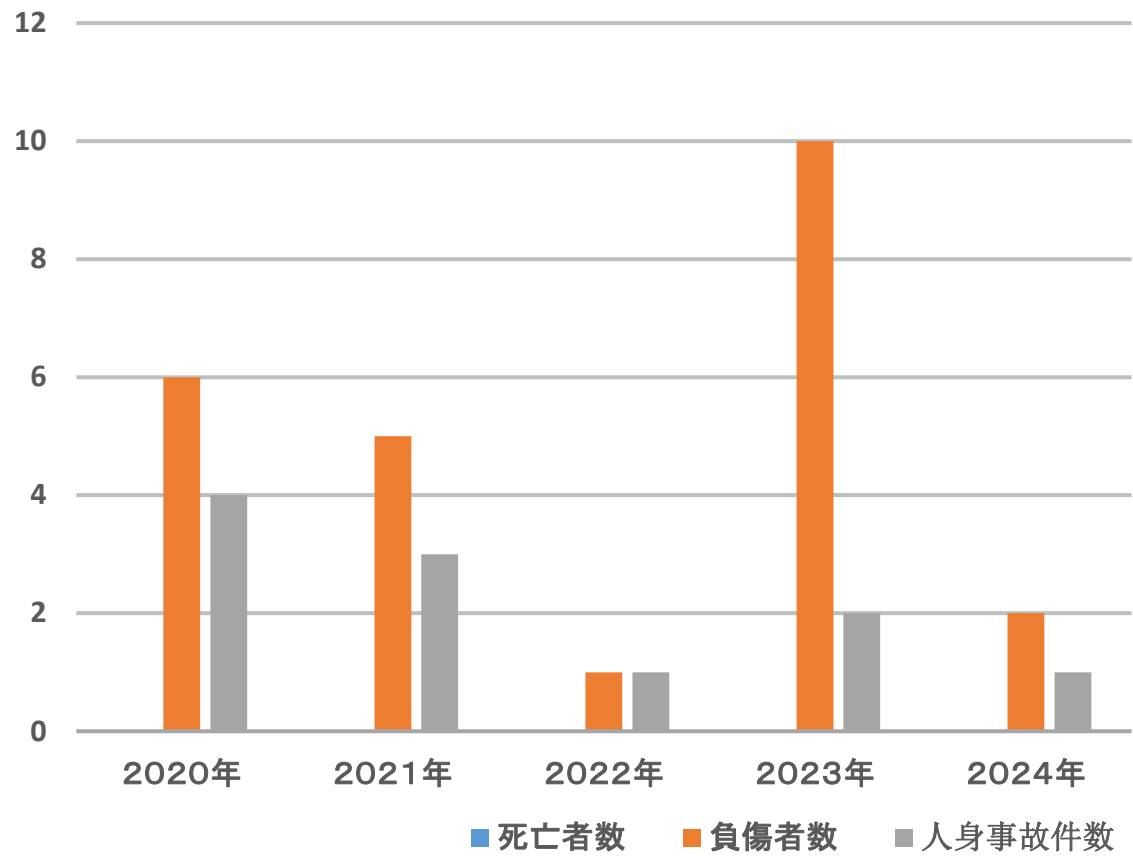
都市ガス事故 死傷者数の推移（全国）



単位：件

発 生 年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
死亡者数	1	0	2	0	3
負傷者数	27	25	29	38	36
人身事故件数	18	20	12	22	24

都市ガス事故 死傷者数の推移（九州）



単位：件

発 生 年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
死亡者数	0	0	0	0	0
負傷者数	6	5	1	10	2
人身事故件数	4	3	1	2	1

ガス事故報告件数及び死傷者数（全国）

（単位：件、人）

発 生 年	19～23 年平均	20～24 年平均	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
製造段階事故件数	5.8	5.6	2	11	6	8	1
死亡事故件数(死亡者数)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	0.2(0.2)	0.2(0.2)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
供給段階事故件数	230.4	192.8	224	244	271	135	90
死亡事故件数(死亡者数)	0.4(0.6)	0.4(0.4)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)
負傷事故件数(負傷者数)	9.6(13.4)	9.0(13.0)	11(14)	9(10)	3(7)	13(19)	9(15)
消費段階事故件数	123.8	115.2	114	111	125	107	119
死亡事故件数(死亡者数)	0.4(0.6)	0.6(0.8)	1(1)	0(0)	1(2)	0(0)	1(1)
負傷事故件数(負傷者数)	10.2(17.8)	9(17.0)	6(12)	11(15)	7(21)	9(19)	12(18)
うち、不完全燃焼	3.0	2.6	3	1	3	2	4
死亡事故件数(死亡者数)	0.2(0.2)	0.2(0.2)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	2.8(9.4)	2.4(9.4)	2(8)	1(3)	3(16)	2(11)	4(9)
合計事故件数	360	313.6	340	366	402	250	210
前年比	-	-12.80%	-23.08%	7.65%	9.84%	-37.80%	-16.00%
死亡事故件数(死亡者数)	0.8(1.0)	1.0(1.2)	1(1)	0(0)	1(2)	0(0)	3(3)
人身事故件数(負傷者数)	20.6(31.6)	19.2(31.0)	18(27)	20(25)	12(29)	22(38)	24(36)

製造段階事故（内訳）について

- 製造段階

2024年の製造段階での事故は、全国で 1 件発生した。九州管内では発生していない。

人身事故は発生していない。

（ア）製造設備（特定製造設備を除く）における事故 1 件

【内訳】

製造支障事故（能登半島地震によるもの） 1 件

（イ）特定製造設備における事故 0 件

他管内の事故事例

事故事例①【製造支障（令和6年1月1日）】（製造段階）

能登半島地震において、ガス製造所における地震計にて停止基準値（地震計震度 5 強目つ 156gal）と同等の震度 5 強153.6galを記録し、送ガスの緊急停止をした。津波警報が発令され、地震・津波マニュアルでは津波警報及び津波注意報が解除されるまでは安全確認ができないルールとなっているため、直ちに復旧作業が出来なかった。その後安全状況の確認を実施し、運転に支障があるガス工作物がないことを確認し、送ガスを再開した。結果的に、製造支障時間が22時間46分に及んだ。他社と緊急時相互融通契約を締結しており、他社買い入れガスを増量し需要家への供給は継続した。

なお、附帯設備の栈橋のLNG（4基）及び低温LPGアンローディングアーム（1基）において、アウトボードクランプの架台損傷、サポートジャッキの干渉による絶縁フランジ損傷等があり、復旧まで約3週間を要した。1月19日、20日のLNG荷役は、栈橋不具合時に備え、隣接する施設（他社）と連系配管を敷設しており、他社栈橋から連系配管を使用し、LNG荷受作業を実施した。

【原因：能登半島地震による製造支障】

供給段階事故（内訳）について

- 供給段階

全国の供給段階における事故は、90件と前年と比べると45件減少し、2024年の事故件数全体の約43%を占めている。

原因別にみると、他工事による事故が38件と供給段階事故の約42%を占めている。自然劣化27件、車両の衝突7件、自然現象7件（雷3件、地震2件、暴風雨1件、地盤沈下1件）、自社工事3件、サンドブラスト2件、その他6件。

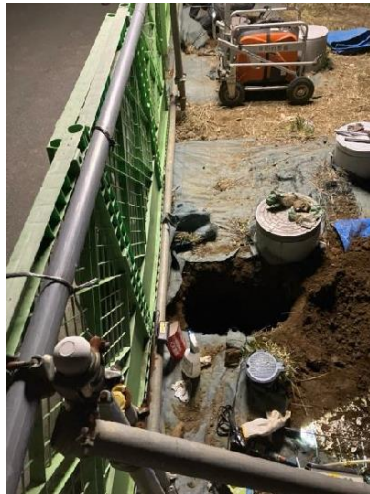
人身事故は11件（17人）発生、うち死亡事故は2件（2人）発生している。他工事9件（14人、うち死亡者1人）、自社工事2件（3人、うち死亡者1人）。

他管内の事故事例

事故事例②【酸素欠乏：死亡1名（令和6年1月18日）】（供給段階）

宅地敷地内（更地）に先行埋設していた灯外内管（PE30mm）の地境切断工事において、ガス事業者の協力会社作業員（1名）が自ら掘削した穴（深さ約80cm、幅約55cm、奥行幅約45cm）に上半身を入れ、**ガス遮断を行わず（スクイズ未設置）** ガス管の切断を行い、生ガスが噴出し、酸素欠乏状態になって意識を失い、死亡に至ったと推測される。当該作業員は現場作業責任者と2名で作業を実施していたが、事故時、現場作業責任者は打合せのため、作業場所にはいなかった。

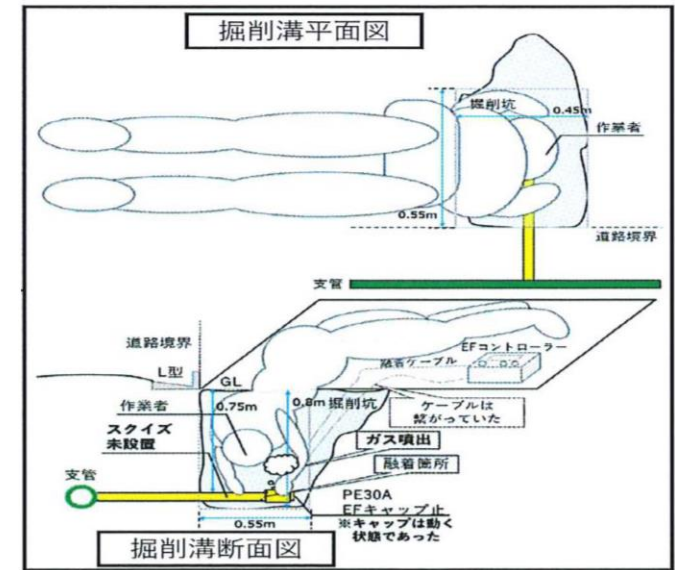
【原因：灯外内管からの生ガス噴出による酸素欠乏】



地境切断掘削口



地境切断箇所



自社工事における酸素欠乏事故（令和6年1月18日発生）に対する注意喚起

日本コミュニティガス協会を通じて、ガス事業者に対して、安全第一主義をより一層徹底し、リスクのある作業において、当該リスクが十分に考慮され、実効性のある対応となっているか再点検し、工事作業要領・基準等の内容、安全管理体制の適切性の再確認、従業者に対する安全教育の徹底など、厳に類似事故の再発防止を図る観点から注意喚起を実施（経済産業省ガス安全室：令和6年3月7日）

1. ガス事業者は、工事作業要領・基準等の内容、実施されている安全確認手法の内容が、ガスパ이프の切断等のガス漏出等の可能性のある作業において、ガス遮断、現場作業責任者の立会監視下での実施等、酸素欠乏に対する安全措置が十分に考慮された適切なものとされていること。
2. 作業の外注において、安全確保、作業品質を確保するに必要な法令、保安規程、工事作業要領・基準等が要求事項として整備され、その遵守が担保されていること。
3. ガス事業者は、上記1、2を踏まえ、工事における安全管理を適切に実施すること。
4. ガス事業者は、埋設管工事に係る従業者に対して、事故事例、上記1、2を踏まえた安全対応の確実な実施に関して、再度、教育を行い、徹底すること。

他管内の事故事例

事故事例③【漏えい・爆発：死亡1名、重傷1名、軽傷2名（令和6年6月29日）】（供給段階）

公共施設（特定中規模建物）の建物改修工事（空調設備、トイレ改修工事）に伴う床下ピット内の各種配管撤去工事中において、爆発が発生し、他工事業者（下請業者）の作業員1名が死亡、3名が負傷（重傷1名、軽傷2名）した。

事故の原因については特定されていないが、当該工事の一部として実施されていた床下ピット内の各種配管撤去において、灯内内管（20mm）が全周に渡り切断され、配管の一部（1.5m）切り取られているが確認されている。**他工事業者（下請業者）がガス遮断を行わず**、床下ピット内の灯内内管（20mm）を切断撤去したことにより、切断箇所からガスが漏えいし、床下ピット内に滞留、何らかの着火源により爆発したと推測される。

【原因：他工事による灯内内管損傷に伴う漏えい・爆発】



切断されたと思われるガス管



床下ピット内

他工事における爆発事故（令和6年6月29日発生）に対する注意喚起

日本コミュニティガス協会を通じて、ガス事業者に対して、他工事管理をより一層徹底し、他工事管理が実効性のある対応となっているかを再点検し、他工事対応要領・手順等の内容、適切性の再確認、他工事担当者に対する適切な対応の徹底など所要の対応の強化に努めるよう注意喚起を実施（経済産業省ガス安全室：令和6年8月26日）

1. ガス事業者における業務として、他工事業者に対する工事の着手前のガス事業者への照会実施等に係る周知啓発が適切に行われていることを確認し、徹底すること。
2. 他工事における誤切断等防止のための注意喚起として、需要家敷地内外のガス工作物について、ガス管等であることを明示する標示等について努めること。
3. ガス事業者の他工事対応要領、手順等の内容として、日常の業務機会を含め他工事情報が適切に把握、管理されるものとされていること。また、内管の敷設・設置情報等が他工事業者に確実に展開され、また、必要な保安措置を適切に講じるものとされていることを確認し、必要により改善を図ること。
4. ガス事業者は、上記1、2、3を踏まえ、他工事管理が適切に実施されるよう、他工事関係者に再度、教育を行い、徹底すること。

九州管内の事故事例

事故事例④【漏えい・着火：軽傷2名（令和6年3月8日）】（供給段階）

過去（令和2年）に発生したサンドブラスト（需要家敷地内の灯外内管の溜水）の影響で、需要家のガス圧力が低下していたので、抽水作業を実施することになった。**ガス供給を止めないで、当該需要家のマイコンメーター上流側にて灯外内管（露出部）を取り外し、ガス事業者の作業員（2名）がコンプレッサーを使用し、抽水作業を実施した**ところ、近くにあった給湯器から出火し、作業員2名が火傷（軽傷）した。

当該事故は抽水作業完了後発生したものであり、コンプレッサーにて抽水作業を実施し、溜まっていた水とともにガスを抽出し、その場でガスを放出してしまい、ガスが近くにあった給湯付近に滞留し、需要家がお湯を使用するため、蛇口を捻った際、給湯器のスパークがガスに着火したものと推測される。需要家には、ガス機器を使用しないように連絡していたが、需要家が給湯器を使用してしまった。

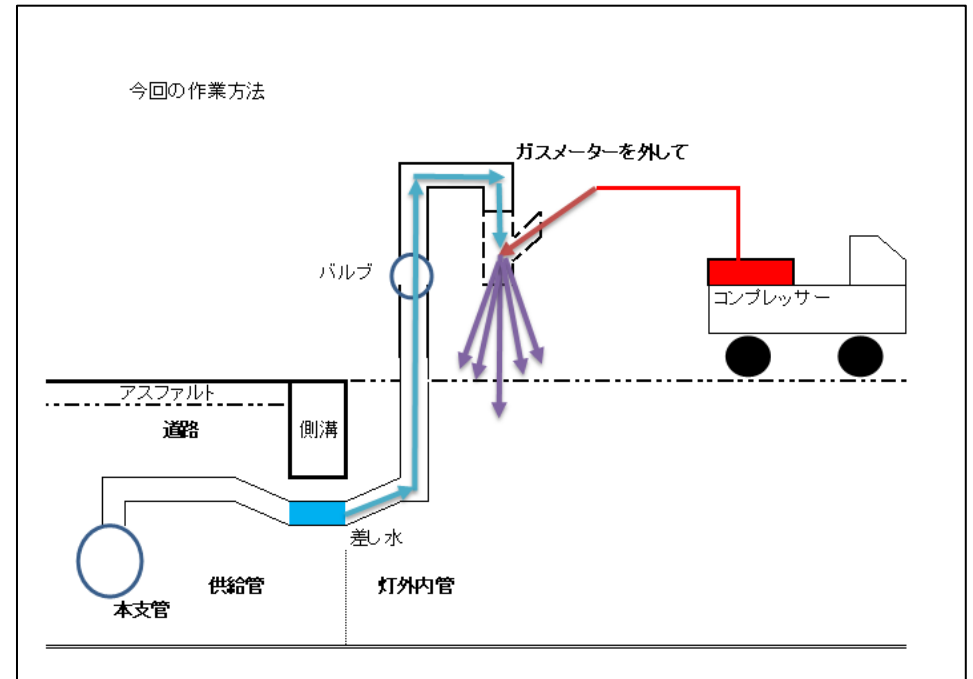
【原因：抽水作業中の漏えい・着火】

九州管内の事故事例

事故事例④【漏えい・着火：軽傷2名（令和6年3月8日）】（供給段階）



作業箇所
(取り外した灯外内管)



他管内の事故事例

事故事例⑤【漏えい・着火：軽傷1名（令和6年1月12日）】（供給段階）

外溝工事業者から「カッター切りの際、ガスパイプを損傷した」とガス事業者に連絡があり、出勤し調査したところ、敷地内駐車場の埋設灯外内管（25mm）が切断され、ガスが漏出していることを確認した。

ガス事業者がカッター切り箇所へ緊急遮断方法（発砲ウレタン注入）を試みたが、完全に遮断しきれなかったため、作業標準（※）どおり作業を行わず、カッター切り箇所に粘土を詰め、損傷箇所付近において電動ブレーカにて斫り作業をしていた際、漏えいしたガスに着火し、近くにいたガス事業者の作業員1名が火傷（軽傷）を負った。

※作業標準

- ・爆発下限界（LEL）1/4以下のガス濃度であることを測定により確認
- ・十分な防爆性能を有する道工具を使用し、ブレーカー等で斫り作業を行う場合は刃先付近へ常時散水

【原因：他工事による灯外内管損傷に伴う自社修理作業中の着火】

他管内の事故事例

事故事例⑥【漏えい・着火：軽傷2名（令和6年9月9日）】（供給段階）

消防から「下水工事業者が改修工事中にガスを損傷し、着火した」とガス事業者に連絡があり、出勤し調査したところ、下水工事に伴う、床コンクリートの切断作業中、埋設灯外内管を電動工具にて損傷し、漏えいしたガスに着火し、下水工事業者の作業員2名が火傷（軽傷）を負っていることを確認した。

下水工事業者が下水工事範囲内にガスの通じたガス管は敷設されていないと思い込み、ガス管の照会を行わず作業を実施し、電動工具にてガス管を損傷し、その後近傍で使用した電気ハンマーから発生した火花が着火源となり、漏えいしたガスに着火した。

なお、都道及び区道（都道115m、区道85m）の交通規制（150分間）が実施された。

【原因：他工事による灯外内管損傷に伴う漏えい・着火】

他管内の事故事例

事故事例⑦【供給支障（令和6年7月24日）】（供給段階）

末端圧力測定所の圧力低下、需要家からの連絡により、供給支障を覚知（7月24日18時30分）、局地的に大雨が降ったことにより、**本管水取器立管継手部の漏えい部から、水位上昇（道路冠水約20cm）による差水**、河川増水によるガス単独橋（150mm）及び河川沿い埋設導管（150mm）の破断により、圧力低下し供給支障（317戸）が発生した。開栓一巡完了は7月27日14時14分。

過去に河川の増水によるガス工作物の損壊はなかったことから、大雨時の巡回点検リストに架管等を入れていなかった。今後、架管等、大雨時の巡回点検リストに加えるとともに、緊急時に備えて遮断すべきバルブを明確にする。

【原因：大雨による供給支障】

他管内の事故事例

事故事例⑧【公衆避難・交通困難（令和6年7月2日）】（供給段階）

技省令第51条に定める漏えい検査を実施していた作業員から「歩道部よりガス検知した」と連絡があり、ガス事業者が調査したところ、近隣建物の床下にてガスを検知したので、当該建物の住民4名の避難誘導（271分間）、また交通規制（延長370m、280分間）を実施した。ガス検知区間の支管を遮断し、ガスの漏えいは停止した。調査の結果、切断区間内の供給管（管種不明：32mm、設置年月日不明）の経年劣化による漏えいと特定。支管部の漏えい検査は令和2年6月3日実施し、異常なし。

【原因：供給管からの漏えいによる公衆避難・交通困難】

消費段階事故（内訳）について

● 消費段階

全国の消費段階における事故は、1 1 9 件と前年と比べると1 2 件増加し、2024年の事故件数全体の約 5 7 %を占めている。

現象別にみると、漏えい・着火に係るものが1 1 5 件（約9 7 %）、不完全燃焼（C O中毒）に係るものが4 件（約 3 %）となっており、漏えい・着火事故に係るものがそのほとんどを占めている。

人身事故（C O中毒を含む）は1 3 件（1 9 人）、うち死亡事故は1 件（1 人）発生している。C O中毒事故は4 件（9 人）発生している。

九州管内の事故事例

事故事例⑨【漏えい・着火（令和6年3月25日）】（消費段階）

需要家から「こんろ付近で火が付いた」とガス事業者に連絡があり、出動し調査したところ、コンセント型ガス栓に不適切な方法で接続していたソフトコード端部から微量の漏えいを確認した。**接続具（ゴム管用ソケット）を使用せずソフトコードをコンセント型ガス栓に接続するため、ソフトコード端部の一部をカッター等で割き、シールテープで固定し接続していたため、当該固定部（シールテープ部）からガスが漏えいし、こんろの炎が着火源となり引火し、ソフトコードの一部が焼損したと推測される。**

令和5年1月23日の定期保安点検の際、漏えい検査は合格しており、点検後、需要家にてソフトコードを取替したものと推測される。なお、ガス漏れ警報器は、設置されていた。

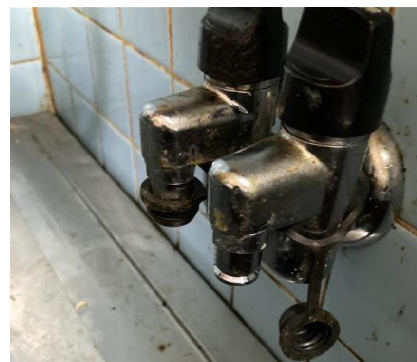
【原因：ソフトコードの不適切使用による漏えい・着火】



こんろ



コンセント型ガス栓とソフトコードとの接続状況



コンセント型ガス栓



ソフトコード亀裂及び焼損状況

九州管内の事故事例

事故事例⑩【漏えい・着火（令和6年4月2日）】（消費段階）

需要家から「こんろホースより火が出た」とガス事業者に連絡があり、出勤し調査したところ、ガストーブ用ガス栓（ホースエンドガス栓）に接続していた接続具（ガス栓用プラグ）のゴム部分に亀裂があり、漏えいを確認した。**接続具（ガス栓用プラグ）が経年劣化していたうえ、台所の勝手口を横断させガスコードをガストーブに接続していたため、ガスコードに人が接触し過度な応力が加わり、接続具（ガス栓用プラグ）のゴム部分に亀裂が入り、漏えいしたガスに引火したと推測される。**

なお、ガス漏れ警報器は、設置されていた。

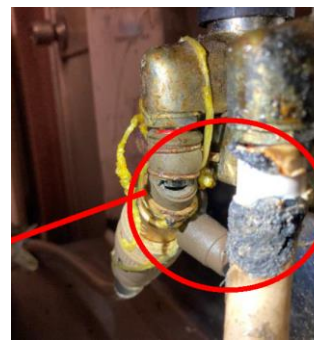
【原因：接続具（ガス栓用プラグ）の劣化及び過度な負荷応力による漏えい・着火】



こんろ設置状況



ガストーブ用ガス栓
（ガスコードコード） こんろ用ガス栓
（ソフトコード）



亀裂及び焼損状況



ガストーブ設置状況



ガス栓用プラグ（ガストーブ）亀裂



ソフトコード（こんろ）焼損

他管内の事故事例

事故事例⑪【漏えい・爆発火災：死亡1名（令和6年12月18日）】（消費段階）

消防によると「需要家がコンセントガス栓（過流出安全機構無）にガスコードを接続し、ファンヒーター起動後退室、約40分後に室内に戻ったところ、ガス栓からガスコードが外れており、室内でガス臭がしたため、当該ガス栓にガスコードを再接続し、窓を開けて換気を実施、約7分後にファンヒーターを再起動したところ、着火爆発した」とのことである。**コンセントガス栓（過流出安全機構無）からガスコードが外れていたことからガスコードが正しく接続されていない状態のなかでガスが漏えい滞留し、ファンヒーターを再起動したことで着火爆発し、需要家1名が死亡したものと推測される。**

コンセントガス栓（過流出安全機構無）の迅速継手（ガスコード）を接続すると栓が自動的に開き、外すと閉じる機構がつまみ部の破損により機能しない状態であった。なお、ガス漏れ警報器は、設置されていなかった。

【原因：ガス栓とガスコードの接続不良による漏えい・爆発火災】



ガス栓及びガスコード



ガス栓の変形部分

九州管内の事故事例

事故事例⑫【漏えい・着火（令和6年10月31日）】（消費段階）

外壁工事業者が一般集合住宅の外壁改修工事を実施し、風呂の使用を禁止する周知を行っていたが、**ガス事業者（委託業者）が認識しておらず、開栓作業を実施し**、一連の開栓作業において、浴室にて屋外式瞬間湯沸器の点火試験を実施したところ、大きな着火音とともに当該機器のフロントカバーが変形した。**屋外式瞬間湯沸器の給排気が塗装養生シートで覆われていたため、給排気不良により一時的に未燃ガスが滞留し、異常燃焼したと推測される。**

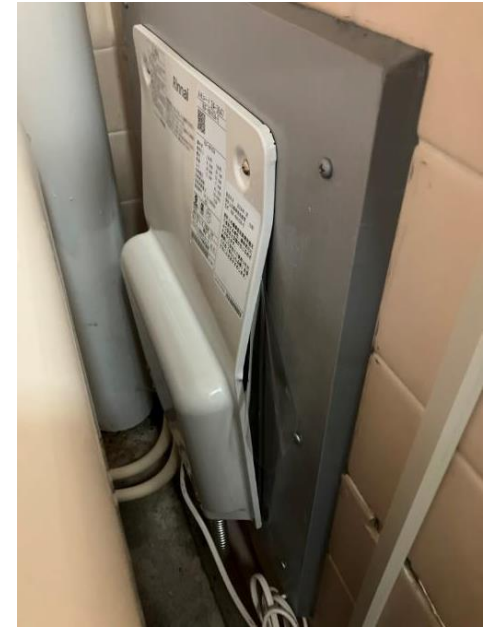
【原因： 養生シート給排気の閉塞による漏えい・着火】



建物全体



養生状況
(異常着火後)



フロントカバー変形
(屋外式瞬間湯沸器)

他管内の事故事例

事故事例⑬【漏えい・着火（令和6年7月28日）】（消費段階）

協力会社作業員から「一般集合住宅においてガス使用申込があり、こんろガス栓を開けたところ、火が出た」とガス事業者に連絡があり、出勤し調査したところ、ガスこんろ下キャビネット内部及びフレキューLねじガス栓ツマミの一部焦げ並びにガスこんろ下部底シールの熔解を確認した。協力会社作業員によると漏えい検査のため、キャビネット内のこんろガス栓を開けたところ、着火したため、メーターガス栓を閉にして消火したとのことであった。

開栓作業の漏えい検査を行う際、**ガスこんろとガス栓が未接続の状態であることを確認せず、メーターガス栓を開にし、ガスこんろ用のガス栓（機器未接続）を開けたことにより未燃ガスが漏出し、当該作業員がガスこんろの点火ボタンに触れたことにより点火スパークが飛び、漏出した未燃ガスに引火したものと推測される。**

【原因：開栓作業における作業要領の逸脱（機器未接続ガス栓の誤開放）による漏えい・着火】

九州管内の事故事例

事故事例⑭【漏えい・着火（令和6年5月17日）】（消費段階）

風呂釜（CF）の使用後、2日間程経過し風呂釜（CF）のメカ部であるガバナ及びソレノイドバルブ部分が焼損した。メーカーによる調査の結果、リコールで告知している事象と同一の事象であることを確認した。ガバナ部のダイヤフラムに亀裂が発生し、ガスが漏えい引火、樹脂部品に延焼し、焼損したと推測される。消費機器（風呂釜）の型式を誤って登録し、リコール対象機器の部品交換されていなかった。同様の事故が令和3年に当該ガス事業者において、発生していた。

【原因： CF風呂釜の劣化による漏えい・着火】



風呂釜（CF）焼損状況



メカ部（ガバナ及びソレノイドバルブ部分）、強化ホースの焼損



(参考) 九州管内で発生したガス事故一覧 (ガス事業法関係)

【令和6年】

番号	発生日	発地域	ガス事業区分	災害・事故の概要
1	1/15	熊本県	一般導管	消防から「火災で出動した現場においてガス臭がある」とガス事業者につながり、現場に出動し、分電盤(電力地上機器)の軽微な焼損を確認した。調査した結果、歩道部に埋設してある供給管(ポリエチレン被覆鋼管80mm)の継手接合部からの漏えいを確認した。当該継手部に何らかの荷重等がかかり隙間が発生し、漏えいしたガスが分電盤内(電力地上機器)に流入した後、何らかの着火源により引火したと推測される。 【原因：供給管(継手部)への過度な負荷応力】
2	1/21	鹿児島県	小売	需要家から「R F式風呂釜から出火し水を掛けて消火した」とガス事業者につながり、調査した結果、R F式風呂釜が焼損していることを確認した。当該風呂釜のカバー部のゴム製ダイヤフラムと樹脂部品が消失しており、ダイヤフラムが経年劣化し、亀裂が生じ、漏えいしたガスに引火したと推測される。 【原因：R F式風呂釜の劣化】
3	3/8	熊本県	小売(特定)	需要家敷地内において、ガスの遮断をせず灯外内管(露出部)を取り外し、灯外内管に溜まっていた水をコンプレッサーを用いて抽水作業中、需要家がRF式ガス瞬間湯沸器を使用したところ、灯外内管から漏えいしたガスに着火し、当該作業を実施していたガス事業者の社員2名が火傷(軽傷)を負った。 【原因：抽水作業中の漏えい】
4	3/23	福岡県	小売(特定)	需要家から「BF式風呂釜の点火作業を繰り返したところ、当該風呂釜から大きな音がし、カバーが変形した」とガス事業者につながり、調査した結果、BF式風呂釜のカバー及び給排水トッポの変形を確認した。点火操作を繰り返し風呂釜内部に未燃ガスが滞留し、点火時のスパークにより異常燃焼(爆発)したと推測される。 【原因：BF風呂釜の劣化】
5	3/25	長崎県	小売	需要家から「こんろ付近で火が付いた」とガス事業者につながり、出動し調査したところ、コンセント型ガス栓に不適切な方法で接続していたソフトコード端部から微量の漏えいを確認した。接続具(ゴム管用ソケット)を使用せずソフトコードをコンセント型ガス栓に接続するため、ソフトコード端部の一部をカッター等で割き、シールテープで固定し接続していたため、当該固定部(シールテープ部)からガスが漏えいし、こんろの炎が着火源となり引火し、ソフトコードの一部が焼損したと推測される。 【原因：ソフトコードの不適切使用】

(参考) 九州管内で発生したガス事故一覧 (ガス事業法関係)

【令和6年】

番号	発生日	発生地域	ガス事業区分	災害・事故の概要
6	4/2	長崎県	小売	需要家から「こんろホースより火が出た」とガス事業者に連絡があり、出動し調査したところ、ガスストーブ用ガス栓（ホースエンドガス栓）に接続していた接続具（ガス栓用プラグ）のゴム部分に亀裂があり、漏えいを確認した。接続具（ガス栓用プラグ）が経年劣化していたうえ、台所の勝手口を横断させガスコードをガスストーブに接続していたため、ガスコードに人が接触し過度な応力が加わり、接続具（ガス栓用プラグ）のゴム部分に亀裂が入り、漏えいしたガスに引火したと推測される。 【原因：接続具（ガス栓用プラグ）の劣化及び過度な負荷応力】
7	5/17	福岡県	小売	風呂釜（CF）の使用後、2日間程経過し風呂釜（CF）のメカ部であるガバナ及びソレノイドバルブ部分が焼損した。メーカーによる調査の結果、リコールで告知している事象と同一の事象であることを確認した。ガバナ部のダイヤフラムに亀裂が発生し、ガスが漏えい引火、樹脂部品に延焼し、焼損したと推測される。なお、消費機器（風呂釜）の型式を誤って登録し、リコール対象機器の部品交換されていなかった。 【原因：CF風呂釜の劣化】
8	7/17	福岡県	一般導管	需要家から「ガスが出ない」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家101戸。給水管（ポリエチレン管：20mm）からの漏水によるサンドブラスト現象で本支管（ポリエチレン被覆鋼管：50mm）の一部を損傷し、損傷箇所より水道水が流入したことによる。 【原因：サンドブラスト】
9	7/25	長崎県	小売	需要家から「業務用焼き物器を使用中にガスの臭いがして火が付いた」と連絡があり、調査した結果、ガス栓に接続されていたガス接続具（ホースエンド）からの漏えいを確認した。ガス接続具（ホースエンド）に油分等（pH5程度）が付着し、ガス接続具（ホースエンド）が腐食、当該箇所（腐食孔）からガスが漏えい引火、ガス接続具（ホースエンド）に接続されていた強化ガスホースの一部が焼損したと推測される。 【原因：ガス接続具（ホースエンド）の腐食】
10	8/23	福岡県	一般導管	需要家から「ガスが出ない」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家219戸。給水管（ポリエチレン管：20mm）からの漏水によるサンドブラスト現象で供給管（ポリエチレン被覆鋼管：32mm）の一部を損傷し、損傷箇所より水道水が流入したことによる。 【原因：サンドブラスト】

(参考) 九州管内で発生したガス事故一覧 (ガス事業法関係)

【令和6年】

番号	発生日	発地域	ガス事業区分	災害・事故の概要
11	9/23	佐賀県	小売	需要家から「BF式風呂釜の点火作業を繰り返したところ、当該風呂釜から大きな音がし、カバーが変形した」とガス事業者と連絡があり、調査した結果、BF式風呂釜のカバーの変形を確認した。点火操作を繰り返し風呂釜内部に未燃ガスが滞留し、点火時のスパークにより異常燃焼（爆発）したと推測される。 【原因：BF風呂釜の劣化】
12	10/31	熊本県	小売	外壁工事業者が一般集合住宅の外壁改修工事を実施し、風呂の使用を禁止する周知を行っていたが、ガス事業者（委託業者）が認識しておらず、開栓作業を実施し、一連の開栓作業において、浴室にて屋外式瞬間湯沸器の点火試験を実施したところ、大きな着火音とともに当該機器のフロントカバーが変形した。屋外式瞬間湯沸器の給排気が塗装養生シートで覆われていたため、給排気不良により一時的に未燃ガスが滞留し、異常燃焼したと推測される。 【原因：養生シートによる給排気の閉塞】
13	12/12	熊本県	一般導管	通行人から「ガス臭い」とガス事業者と消防に通報があり、消防がガス臭付近の建物居住者2名を避難させた。ガス事業者にて調査した結果、道路に埋設されている不使用供給管（白管：25mm）からの漏えいを確認した。供給管が腐食し、腐食箇所からガスが漏えいしたと推測にされる。 【原因：供給管の腐食】

2. 立入検査について

① 立入検査の目的

ガス事業者の法令順守等を確認し、ガス事業法の執行の適正化を図る。

- ガス小売事業者の消費機器の調査・周知に係る保安業務に関する立入検査
 - ① 保安業務規程の遵守状況（消費機器に係る調査・周知の実施状況等）
 - ② その他保安業務に関する規定の遵守状況
- ガス事業者のガス工作物の工事、維持及び運用に係る保安業務に関する立入検査
 - ① 技術基準の適合状況
 - ② 保安規程の遵守状況
 - ③ ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務の状況
 - ④ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況
 - ⑤ その他ガス工作物の保安に関する規定の遵守状況

② 令和 7 年度の立入検査計画

対象事業者の選定

- 自己責任によるガス事故の発生事業者
- 立入検査方針を踏まえ、重点確認項目により確認が必要な事業者
- 厳重注意・行政処分を行った事業者
- ガス保安の実態把握が必要な事業者
- 前回の検査から、概ね 10 年以上経過している事業場

今年度は 24 事業者

③ 立入検査結果

立入検査の実施状況（過去 5 年）

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
事 業 者 数	7	7	9	2 3	2 3
法 令 違 反 数	0	0	0	0	0

令和 6 年度 立入検査での「立入検査結果の確認書」による改善事項の件数

改善指導事項の内容	件 数
保安規程・保安業務規程の未遵守	1
定期自主検査の不備	1
導管漏洩検査の不備	2
消費機器調査・周知の不備	2
ガス工作物等の不備	1

③ 立入検査結果

令和6年度 立入検査での「立入検査結果の確認書」による改善事項

- 巡視・点検について、一部の特定製造所において、保安規程に定める点検が実施されていない。（法第24条）
- 定期自主検査について、検査が実施されていない（法第34条）
- 導管漏えい検査について、記録が作成されていない。（法第24条）
- 導管漏えい検査について、約5m間隔でボーリングを実施すべきところ、実施されていない。（技省令第51条第1項）
- 消費機器に関する周知について、開放式ガス瞬間湯沸かし器に関する個別周知が実施されていない。（施行規則第197条）
- 消費機器に関する周知について、開栓時の周知が実施されていない（施行規則第197条）
- 高圧ホースと調整器の期限管理がなされていない。

立入検査の気付き事項（口頭）①

- 配管等（特に工事計画届出の対象外）の耐圧試験・気密試験
 - － 技省令第15条第2項、解釈例第50条（耐圧試験）
 - － 技省令第15条第3項、解釈例第51条（気密試験）
 - － 耐圧試験圧力、気密保持時間（圧力測定器具、被試験部分の容積、最高使用圧力（高圧・中圧・低圧））
- 安全弁の検査（作動試験）
 - － 技省令第17条、技省令第35条、解釈例第72条（安全弁）
- 液化ガス用貯槽の遮断装置
 - － 技省令第36条、解釈例第93条（液化ガス用槽の遮断装置）
- LPG気化装置の流出防止措置の作動試験（気化装置の液面上昇）
 - － 技省令第19条、解釈例第87条
- 漏えい検査の措置・記録の管理
 - － 技省令第51条、解釈例第113条（漏えい検査）
 - － 集合住宅のパイプシャフト、PE管の立上り箇所・特定製造所の立下り箇所、本支管・供給管・灯外内管5m間隔
 - － 旧需要家（オール電化・他シリンダー）・不在需要家・集合住宅の灯外内管
 - － 圧力保持による検査方法の場合、保持時間（圧力測定器具、被検査部分の容積）

立入検査の気付き事項（口頭）②

- 保安規程関係
 - － ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
 - － ガス工作物の工事、維持又は運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。（バルク貯槽、液面の確認）
- 保安業務規程
 - － 消費機器の調査員の講習・再講習の未実施
- 導管図の未整備（旧需要家（オール電化・他シリンダー）の灯外内管の有無、経年管（白管）を入れ替えた需要家の灯外内管）
- 消費機器調査の際、ねじガス栓・可とう管ガス栓の確認
 - － 過流出安全機構が備わっていない未接続の末端ガス栓（ねじガス栓・可とう管ガス栓）には、金属製の栓をねじにより接続
- 技術基準不適合（ガス種不適合）の需要家の対応
 - － ガス種不適合機器を所有する需要家に対しては、保安の確保をより確実にするため、開栓時における法定の周知・通知に加え、ガス事業者は、機器が使用できないことを需要家に確実に伝達し、需要家の了解を得たことについて証跡（サイン等）を管理することにより、その後の通知を不要

立入検査の気付き事項（口頭）③

- 周知状況届出書の誤記載（需要家数と周知需要家数の相違、個別周知需要家の相違）
- 導管改修実施状況の誤記載（供給管（白管）、灯外内管（白管）の記載漏れ）
- 消費機器調査結果年報の誤記載（調査完了需要家数・調査台数の相違）
- 定期自主検査の検査内容の記載がない、検査内容（項目）の一部漏れ、接地抵抗の測定
- 特定ガス発生設備の低圧圧力計と自記圧計の圧力の相違
- 期限管理（調整器、安全弁、感震遮断装置、高圧ホース等）の台帳の未記載・誤記載
- 感震遮断装置の定期的な作動試験
- LPG気化装置の開放周期（コントロール部・熱交換部の浸透探傷検査等）

消費機器調査の際、不在処理する場合、技術基準不適合の需要家には注意

消費機器調査を行う事項：規則 第202条第6号ハ及びニ（特監の表示が無に限る）

ガスふろがまであって密閉燃焼式のもの（屋内に設置するものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。

- ハ．給排気部が外壁を貫通する箇所には、当該給排気部との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。
- ニ．給排気部の先端は、屋外に出ていること。

事件事例：BF式風呂釜のCO中毒（令和元年5月3日）

一般住宅（一般業務用建物）において、需要家（1名）が入浴中、CO中毒を発症し、病院へ搬送された。風呂釜は、BF式で製造後40年近く経過し通常使用方法では点火出来ず、破損した点火確認窓より割りばしを挿入して点火していた。

原因は、当該風呂釜の点火確認窓が破損し、また給排気筒の給気部の一部が欠落していたことから燃焼時の給排気のバランスが崩れ、燃焼排ガスが屋外に排出されずに、浴室内に滞留してCO中毒に至ったと推測される。

* 消費機器調査の結果、技術上の基準に適合しないため、通知をしていた。（開栓日平成25年7月19日）

* 直近の消費機器調査は、不在処理。（平成28年7月11日）



BF式風呂釜



点火確認窓の破損



給排気筒の給気部の破損

消費機器調査の際、燃焼器と接続されていない末端ガス栓（可とう管ガス栓には金属製の栓）に注意

事故事例：漏えい・爆発（液石法：平成30年12月20日）消費段階

燃焼器用ホースの先に消費機器が接続されていないガス栓（可とう管ガス栓）があり、ラーメン店のオーナーが、複数のガス栓を開いた際、このガス栓を誤って開いてしまった。ガス漏れ警報器が鳴動し、店内がガス臭くなったため、販売事業者に電話連絡した上でガス栓を閉じたが、消費機器が接続されていないガス栓は普段使用しないものであったことからこの時に閉じてなかった。その後もガス漏れ警報器は鳴動していたが、窓を開けて喚起を行ったところガス臭さがうすれ、使用中だったガス炊飯器にも異常が無いことから、火をつけても問題ないと判断した。寸胴に乗せたガスコンロにノズル付きライターで火をつけようとしたところ、ガスに引火し爆発した。

【原因：可とう管ガス栓の開閉ミス（金属製の栓を未接続）（重傷者1名）



消費機器が接続されていない可とうガス栓



燃焼器ホース先端から火が噴いている



厨房内部（落下したレンジフード）

業務用消費機器を使用する需要家には、CO中毒事故防止のため自主点検を促す

事故事例：食器洗浄機のCO中毒（令和5年5月27日）

病院の食器洗浄室にて食器洗浄機を使用していた従業員4名が意識朦朧となっていたので、隣室にいた従業員5名が食器洗浄室に入ったところ、5名も体調不良を訴えた。病院に搬送され、全員（9名）がCO中毒（軽症）と診断された。

【原因：換気不良・機器の燃焼不良】

当日、電気工事が行われ、予備側への電源の切替操作が行われ、**排気ファンが停止**したが、気付かずに食器洗浄機を使用していた。また、**食器洗浄機からは不完全燃焼によるCOが発生**していた。なお、**業務用換気警報器は設置されていたが、需要家を取り外していた。**

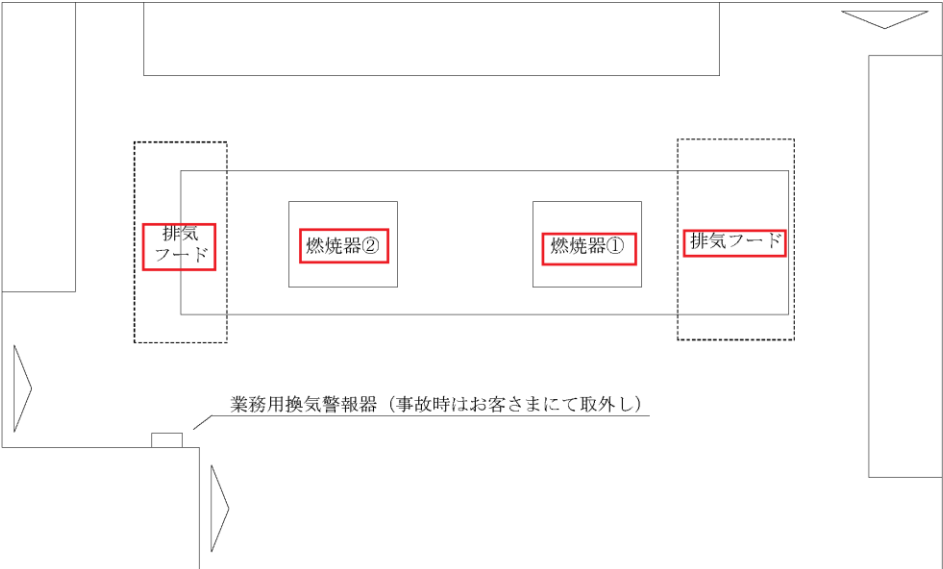
【対策】

ガス機器使用時は必ず排気ファンが稼働していることを確認

ガス機器（食器洗浄機）の定期点検を専門業者へ依頼する。

業務用換気警報器が発報した時は、必ず通報する。

現場平面概要図（2階洗浄室）



業務用換気警報器は、事故時室外にあった。



食器洗浄機からは不完全燃焼によるCOが発生

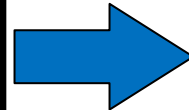
当日、電気工事が行われており、排気ファンが停止



3. ガス事故の報告について

ガス事業者

ガス小売事業者
一般ガス導管事業者
特定ガス導管事業者
ガス製造事業者



九州産業保安監督部 保安課

<平日・昼間>

TEL: 092-482-5527・5528

FAX: 092-482-5932

<休日・夜間>

①保安課長
防災携帯

②課長補佐
防災携帯

(注) 番号は報告優先順位

保安課メール: bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp

※ 24時間以内可能な限り速やかに報告
(ガス関係報告規則4条)

※ 電話番号及びメールアドレスの取り扱い
にはご注意ください

監督部への報告にあたっての留意点

1. 報告は、保安課メール宛(夜間・休日は防災携帯のメールを追加)

- ①製造・供給に係る事故は、事故が発生した時から24時間以内に報告。
- ②消費に係る事故は、事故の発生を知った時から24時間以内に報告。

2. 特に、次の場合は、夜間・休日を問わず「速やかに」報告

- ①人身事故（疑い、可能性を含む） ※人身事故とは、死亡、負傷、中毒又は酸素欠乏症
- ②火災認定事故（疑い、可能性を含む）
- ③社会的な影響・関心が大きい事故

3. 事故速報による報告

- ①事故が発生した場合、当該事故が報告の対象となる事故か否か確認されていなくても、その可能性が高いと判断される場合には、原因が判明するまで待つことなく速やかに報告

※「ガス事故報告の運用について」の様式（ガス事故速報）

- ②事故詳報は、製造・供給に係る事故が発生した日から30日以内、消費に係る事故の発生を知った日から30日以内

4. 台風・豪雨時の報告について

- ・ 台風・豪雨時における監督部への報告については、M E T I ルールに基づき、被害が発生していない場合でも臨時対応開始（終了）報告を専用様式で保安課メール（bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp）あてに送信をお願いします。メールが使用できない場合は F A X、また F A X も使用できない場合は、電話で報告（休日・夜間は防災携帯へ連絡）をお願いします。
- ・ なお、夜間・休日にメールで報告する際には、保安課のメール（bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp）以外に保安課長及び補佐の防災携帯メールの追加をお願いします。
- ・ **被害が発生している場合**、専用様式によるメール又は F A X による報告に加えて、平日（勤務時間内）については、執務室に電話連絡（092-482-5527・5528）をお願いします。また休日及び夜間については、優先順位①**保安課長（防災携帯）** ②**補佐（防災携帯）** あてに**電話連絡**をお願いします。

保安課 T E L : 0 9 2 - 4 8 2 - 5 5 2 7、5 5 2 8

保安課 F A X : 0 9 2 - 4 8 2 - 5 9 3 2

保安課メール : bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp

＜休日・夜間＞ （注）優先順位は○番号順

①保安課長 防災携帯

②保安課補佐 防災携帯

4. 台風・豪雨時の報告について

1. 臨時対応開始の報告

供給エリアにおいて、下記の（１）又は（２）の状態となり臨時対応を開始した際は、別添様式（エクセルファイル）にて「臨時対応開始」を報告願います。

（１）警戒レベル４相当の「土砂災害警戒情報」等が概ね４時間以上継続発表

（２）市町村から警戒レベル４「避難指示」が発令

ただし、個別の地域、個別の状況に応じて政府として必要と判断し、被害情報収集の指示が発出された場合、当該指示に基づき個別対応

2. 報告対象事象

臨時対応開始後において、供給エリアにおいて、明らかに台風・豪雨による影響で発生したと判断される以下の事象が発生した際は、報告単位毎に別添様式（エクセルファイル）にて報告願います。

報告事象	報告単位	報告様式	報告方法
土砂崩壊等による本支供給管の折損又は特定ガス発生設備等の浸水等に伴う100戸未満の供給支障	1～30戸未満 30～60戸未満 60～100戸未満 100戸以上（事故報告対象）	様式 （エクセルファイル）	メール（メール不可の場合は電話でも可） ただし、被害が発生した場合電話でも報告
早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出	1事象毎		
供給支障に至る卸供給の途等	1事象毎		

※差水による供給支障は、その直接的な原因がガス管・継手部の腐食であるため、対象外とする。また、建物倒壊や浸水等の需要家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止した場合も対象外とする。

3. 臨時対応終了の報告

1. の（１）又は（２）が解除になってから24時間経過後、臨時対応を終了した際には、別添様式（エクセルファイル）にて「臨時対応終了」の報告をお願いします。

台風・豪雨時における報告 QA

■全般

Q. 報告は義務なのか。報告出来なかった場合の罰則はあるか。

A. ガス事業法に基づく事故報告ではなく、経済産業省からの要請に基づく任意の報告であり、罰則等の規定は無い。

Q. 避難指示エリアへの立ち入りの上、報告等を実施が必要なのか。

A. 大前提として、人命確保が最優先である。社員等を危険なエリアに行かせての対応は不要。

■発動条件

Q. 発動条件（「土砂災害警戒情報」が概ね4時間以上継続発表、「避難指示」が発令）の確認は常時監視が必要か。

A. あくまでも任意報告であり、発令を常時監視する等の厳格な運用は不要。テレビ報道等により覚知したところでよい。

Q. 臨時対応開始・終了報告、被害報告は、どのように報告すれば良いか。

A. 臨時対応開始・終了報告、被害発生報告は、専用様式に必要事項を記載の上、産業保安監督部及び JGA 又は JCGA 報告先にメールにて報告する。

（いずれも自動集計のため、Excel で書式変更せずに報告）【原則 F A X は不可】

なお、臨時対応開始・終了報告であって、メール（土日・夜間は防災携帯のメールを含む）にて報告を行った場合は、土日・夜間も含めて産業保安監督部への電話連絡（防災携帯含む）は不要。ただし、被害発生時はメール報告とともに、平日（勤務時間内）は、保安課へ電話、土日・夜間は、産業保安監督部の防災携帯へ電話で報告すること。

Q. 万が一メール不具合等で専用様式が送付出来ない場合はどうしたら良いか。

A. 万が一の場合に限り、電話連絡等でも可能とする。

Q. 土日・夜間も開始・終了報告が必要か。

A. 宿日直等でもできる範囲で運用することを基本とし、対応が難しい場合は翌営業日の朝の報告も可能とする。ただし、あくまでも開始・終了報告のみであり、被害発生時は土日・夜間も速やかに報告が必要である。

■報告対象

Q. 発動条件に記載のエリアのみで報告すればよいのか。(A 市で避難指示が発生した場合、B 市は報告対象外。)

A. 発動条件に記載のエリア以外では通常の事故報告のみ実施。ただし、例えば運用のし易さを考慮して、供給エリアのどこかで発生した場合全供給エリアを対象とする等、具体的な運用について不明点があれば、産業保安監督部と協議をしてもらいたい。

<補足 A. >

市町村単位で「土砂災害警戒情報」、「避難指示」が発令・解除されるたびに報告することは不要とする。供給エリアで最初に発動条件に合致した時に臨時対応開始報告し、供給エリアが終了条件に合致した時に臨時対応終了報告をする運用に変更する。

【報告様式への記載例】

・●月●日(月) ●時 供給エリアで「土砂災害警戒情報」が発令、臨時対応を開始。

・●月●日(月) ●時 供給エリアで警戒レベル 3 以下に低下後 24 時間経過(かつ全報告対象の保安措置が完了)、臨時対応を終了。

Q. 「①土砂崩壊等による本支供給管の折損に伴う 100 戸未満の供給支障」は、内管は対象外か。

A. 面的な被害把握をしたいことから、内管は対象外である。

Q. 「②早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出」は、高中圧の露出時に全て報告が必要か。

A. 小規模な高中圧導管の露出は対象外である。露出に伴う導管折損の可能性が高く、早急に防護が必要と判断される場合のみである。

Q. 「③供給支障に至る卸供給の途絶等」は、供給支障が発生した時点で報告すればよいのか。

A. 別系統等でバックアップ可能であれば報告対象外である。供給支障の可能性が高い場合のみ報告が必要である。

Q. 復旧が長期化する可能性がある場合の特段の対応は何かあるか。

A. 初動対応段階での事故の概要把握を目的として報告単位を 1~30 戸未満、30~60 戸未満、60~100 戸未満、100 戸以上としているが、被害が発生し、その内容により復旧に時間を要するような事案(数日以上)については正確な供給停止戸数の報告が求められる場合がある。

Q. 差水に起因する 100 戸件以上の供給支障は、臨時報告の対象となるか。

A. 差水に起因する 100 戸以上の供給支障であって、明確に台風・豪雨起因ではないと判断できない場合は、ガス事故報告対象である重要性を鑑み、速報・詳報に加え、臨時報告も必要となる。

ただし、当該場所が地表面まで浸水していないことを確認した場合には、台風・豪雨起因ではないと判断し、臨時報告の対象外とする。

なお、100 戸未満の差水は、浸水の有無に関わらず、臨時報告の対象外とする。

■終了条件

Q. 警戒レベル 3 以下に低下後 24 時間以内に報告対象となる事象が発生した場合、報告は必要か。

A. 必要である。その場合、当該案件も含め、全報告対象の保安措置完了が終了条件となる。

Q. 終了条件に達した場合、速やかに終了報告が必要か。

A. 線状降水帯停滞の継続等により、大雨の断続が予報され、「土砂災害警戒情報」、「避難指示」等の解除、再発表・発令の反復が見込まれる場合は、その都度の終了報告、開始報告を略して、災害脅威の低下が確認されたのちに終了報告を行うことを可能とする。

5. ガス事業法の手続きは保安ネットで!!

保安ネットとは、産業保安・製品安全関連法令に関する申請手続きを窓口まで行かなくてもオンラインで記入・申請・審査状況の確認、交付される通知文書の確認が行えるシステムです。2020年6月より電子申請の対象外の法令手続きについても申請書類・添付書類をPDFファイルにして保安ネット内の簡易申請フォームから提出ができるようになりました。また、2025年4月より、6種類の電子申請の手続きが追加されました。

※簡易申請フォームから電子申請対象の手続きについては申請できません。

保安ネットでできること

1. 電子申請

- 24時間365日 いつでも届出・申請が可能
- 入力補助機能でミス無く簡単に入力できる
- 再提出や以前申請した内容の変更手続きが簡単にできる
- 届出・申請の履歴および処理状況の確認が簡単にできる
- 承認後の通知文書がネットで閲覧・確認できる

2. 簡易申請（電子申請対象手続きを除く）

- 24時間365日 いつでも届出・申請が可能

産業保安法令に基づく手続きについて、インターネットを

利用して提出可能となるシステムです。



5. ガス事業法の手続きは保安ネットで!!

<電子申請対象手続き（旧簡易ガス事業者関係）>

- ・ ガス小売事業者の毎年のガス事故
- ・ 旧簡易ガス事業者の導管改修実施状況
- ・ 毎年の消費機器の調査結果
- ・ 周知状況の届出書（2025年4月より追加）
- ・ ガス事故詳報（2025年4月より追加）



<九州産業保安監督部ホームページ>

ここをクリック

6. ガス事業法関係の改正等について

- デジタル原則を踏まえた当室（経済産業省産業保安グループガス安全室）所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和6年3月29日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html
- 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令について（施行日：令和6年4月1日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/20240408-02.html
- ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令について（大臣特認制度の創設）（施行日：令和6年4月27日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/240426-01.html
- デジタル原則を踏まえた当室（経済産業省産業保安グループガス安全室）所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和6年6月28日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-02.html
- ガス事故報告の運用についての制定について（施行日：令和6年8月27日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/08/20240827-01.html
- 供給ガスの熱量変更に関する通達の廃止について（施行日：令和6年10月30日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/10/20241001-01.html
- 「認定高度保安実施事業者制度の認定について」の制定について（施行日：令和6年12月11日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/12/20241211-01.html
- ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係）（20240228保局第2号）の一部を改正する規程（施行日：令和6年12月18日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/hourei/20241118hokyokudai1gou.pdf

6. ガス事業法関係の改正等について

- ガス機器等の点検等を装った訪問者に対する注意喚起について（令和6年12月5日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/12/20241205-01.html
- モデル保安業務規程の一部を改正する規程について（施行日：令和7年2月12日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/02/20250212-01.html
- 都市ガス分野の災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業費補助金（都市ガス振興センター）
<https://gasproc.or.jp>
- 都市ガスの復旧対応に関する動画「災害からみんなの暮らしを守る～都市ガス保安業務～」
<https://www.youtube.com/watch?v=Z8Phx9aWDrk>
- ガス工作物の他工事における事故の防止について（注意喚起・要請）（令和6年8月26日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/08/20240826-02.html
- 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（令和7年3月3日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/03/20250303-02.html
- 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（令和7年3月3日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/03/20250303-01.html
- 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について
https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/toshigas/jiko/co_chudoku.html
- ガス事業法施行規則の一部の改正
（施行日：令和6年12月1日、令和6年12月18日、令和6年12月25日）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/345M50000400097/>
- 高圧ガスの消費設備による事故防止について（注意喚起）（令和6年12月19日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/12/20241219.html

1. ガス事業法施行規則の一部改正（解釈及び運用の改正を含む）について（令和6年12月18日施行）

● 開放式小型ガス湯沸器の消費機器に関する周知頻度の改正概要

ガス小売事業者が需要家に対し、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項について、ガスの使用者全てに対して行う周知（以下「一般周知」という。）と特定のガス消費機器を使用する需要家に対して行う周知（以下「個別周知」という。）を行うこととなっている。このうち、安全対策が強化された2008年以降に製造された開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（※）（以下「湯沸器」という。）について、当該湯沸器の事故の発生報告がないことを鑑み、当該湯沸器を使用する需要家に対して行う個別周知について、個別周知の対象から除外し、一般周知に含める。

※2008年に「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」の改正により、同年以降に製造される小型ガス瞬間湯沸器に対して、①不完全燃焼防止機能及び②再点火防止機能を搭載することを義務付けることで、使用者に対する安全対策の強化を図ったもの。

● 改正等の内容

（1）ガス事業法施行規則【改正】

規則第197条第1項第2号ロ中の表上欄(1)及び(2)に掲げる消費機器から、特定の要件に適合する開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器を対象に、個別周知を行わず、一般周知とする。

（2）ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係）【改正】

特定の要件に適合する開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器については、「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」との並びを踏まえ、「ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係）」に措置。

2. ガス事業法施行規則の一部改正（解釈及び運用の改正を含む）について（令和6年3月12日施行）

① 技術基準不適合（ガス種不適合）時の需要家への通知（継続通知を不要）

- ✓ ガス種不適合機器を所有する需要家に対しては、保安の確保をより確実にするため、開栓時における法定の周知・通知に加え、ガス事業者は、機器が使用できないことを需要家に確実に伝達し、需要家の了解を得たことについて証跡（サイン等）を管理することにより、その後の通知を不要。
- ✓ 需要家のガス種不適合機器であることへの了解に係る証跡（サイン等）を得ることができない場合は、ガス小売事業者は1年に1回、従前通りの通知を行う。

● 継続通知を不要とする条件

- ✓ 不適合である状態及びその使用の危険性を需要家に説明すること（法第159条第3項に基づく通知）
- ✓ 需要家が上記説明を受けたこと及び該当機器を使用できないことの了解を得ること（通達）
- ✓ 上記需要家の了解についてその証跡を管理すること（通達）
- ✓ 該当機器へ使用禁止のステッカーの貼付又は手交すること（自主保安）
- ✓ 該当ガス機器とガス栓の接続がないことを確認すること（自主保安）
- ✓ 以降の確認は定期消費機器調査で行う（自主保安）等

② 特定地下街等の周知

「特定地下街等」における需要家（自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器が設置されているものであつて、ガス栓（技術基準省令第45条に掲げる基準に適合するもの）への一般周知については、全需要家の一般周知と同様、2年に1回以上の頻度。

③ 技術基準不適合に係る再調査時期

施行規則第200条第1項第3号ロの規定により、需要家が基準に適合するためにとるべき措置をとったことを知った場合は、ガス小売事業者は1月を経過せずとも調査を行うことができる。

3. モデル保安業務規程の一部を改正する規程について（令和7年2月12日）

1. 技術基準不適合に係る再調査時期（モデル保安業務規程第19条）

施行規則第200条第1項第3号ロの規定により、需要家が基準に適合するためにとるべき措置をとったことを知った場合は、ガス小売事業者は1月を経過せずとも調査を行うことができる。

2. ガス小売事業者による周知頻度の見直し

① 一般周知の対象（モデル保安業務規程別表第2中「一般周知」）

規則第197条第1項第2号イの規程により、特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物の需要家に対する周知について、要件を満たす場合の要件を追加。

② 安全性の高いガス消費機器に対する周知頻度の見直し（モデル保安業務規程別表第2中「個別周知」）

規則第197条第1項第2号ロ中の表上欄(1)及び(2)に掲げる消費機器から、特定の要件に適合する開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器を対象に、個別周知を行わず、一般周知とする措置を行う。

高圧ガスの消費設備による事故防止について（注意喚起）

2024年12月19日
高圧ガス保安室

令和6年12月13日に、鹿児島県においてガス炉使用中のCO中毒による死亡事故が起きました。また、11月29日には、愛知県においてガス窯点火作業中の爆発による死亡事故が起きており、高圧ガス消費時における死亡事故が立て続けに発生しています。

ガス窯による焼成作業は高圧ガス保安法第24条の5に規定する高圧ガスの消費に該当する場合があります。高圧ガス保安法では可燃性ガスを消費する際には、ガス検知機を設置すること、通風のよい場所で行うことを義務付けています。可燃性ガスを取り扱う場合は、これら法令で求めることを遵守するとともに、作業の危険性を十分に認識して、常に念頭において作業すること、また、作業に違和感を感じた場合は、一度作業を中断して異常がないか確認することなど、安全管理に注意していただくようお願いします。

L P ガス販売事業者等向けの保安講習について（お知らせ）

2025年4月25日
経済産業省

委託事業（委託事業者：（株）NTTデータ経営研究所）により、全国のL P ガス販売事業者等の保安レベルの維持・向上を図るため、L P ガス販売事業者等向けのオンデマンドのe ラーニングによる講習を毎年行っています。

・受講期間

2025年8月18日（月）～10月10日（金）

・受付期間

2025年4月25日（金）～**7月31日（木）**（申し込み状況によって締め切りを早める可能性もございます。）

・実施方法

各地域のL P ガス販売事業者等に対してオンデマンドのe- ラーニングによる講習を実施します。テーマは次の4テーマとし、受講者がテーマを選択し受講できます（4テーマ全ての受講も可）。

- ①法令指導に関すること
- ②保安業務指導に関すること（「事故事例に基づく指導に関すること」を含む。）
- ③C O中毒事故防止に関すること（「業務用厨房機器のメンテナンスに関すること」を含む）
- ④L P ガス災害対策に関すること

本講習は、都道府県L P ガス協会と連携して実施していることから、受講結果については個人情報を除き都道府県L P ガス協会に報告します。なお、都道府県L P ガス協会に加盟していない事業者であっても受講は可能です。

チラシ（保安講習 e-learning 開催のお知らせ）の（申し込みサイト）から申し込みください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/04/23250425-01.pdf

（申し込みサイト）

<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=ogle-mbrbrd-d484287de2b89e09ae9a6f73a016818b>

ご清聴ありがとうございました

注) 本資料に掲載したデータ・写真等については、以下の点について御留意願います。

- ・ 事故件数；事業者から各監督部へ報告された事故を集計したものであり暫定値（令和6年12月31日現在）です。
- ・ 事故情報（写真を含む）；事故情報は事業者から提出された詳報の内容を抜粋、写真は事業者の了解に基づき掲載しています。